

# 兵庫県公報

平成24年2月14日 火曜日 第2362号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 国土調査の成果の認証（農地整備課）	1
○ 町営土地改良事業の計画変更の協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可（水産課）	3
○ 漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定（同）	4
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（同）	6
○ 平成18年兵庫県告示第428号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）及び平成18年兵庫県告示第883号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）の廃止（同）	6
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	6
○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	7
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	10
○ 道路の位置指定（建築指導課）	10
○ 平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部改正（会計課）	11
<b>公 告</b>	
○ 平成24年度兵庫県広報誌「ニューひょうご ごこく」企画提案コンペの実施（広報課）	11
○ 入札公告（但馬県民局）	13
○ 同 上（同）	14
○ 落札者等の公示（県立大学）	16

## 告 示

### 兵庫県告示第166号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成24年2月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 調査を行った者の名称  
西脇市
- (2) 調査を行った期間  
平成20年1月から平成23年3月まで
- (3) 成果の名称  
西脇市（大字堀町の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
西脇市大字堀町の一部
- (5) 認証年月日  
平成24年1月31日
- 2 (1) 調査を行った者の名称  
三木市
- (2) 調査を行った期間  
平成19年8月から平成22年3月まで
- (3) 成果の名称  
三木市吉川町（大字畑枝の一部・上荒川の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
三木市吉川町大字畑枝の一部・上荒川の一部

- (5) 認証年月日  
平成24年 1月31日
- 3 (1) 調査を行った者の名称  
神崎郡神河町
- (2) 調査を行った期間  
平成21年 5月から平成23年 3月まで
- (3) 成果の名称  
神河町（大字比延及び大字上岩の各一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
神河町大字比延及び大字上岩の各一部
- (5) 認証年月日  
平成24年 1月31日
- 4 (1) 調査を行った者の名称  
美方郡新温泉町
- (2) 調査を行った期間  
平成22年 6月から平成23年 3月まで
- (3) 成果の名称  
新温泉町（大字竹田の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
新温泉町大字竹田の一部
- (5) 認証年月日  
平成24年 1月31日



**兵庫県告示第167号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業計画の変更協議については、相当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成24年 2月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
新温泉町	土地改良総合整備事業（新生産調整推進型）	古市用土地区	平成24年 2月14日から 同 年 3月 5日まで	美 方 郡 新温泉町役場



**兵庫県告示第168号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業計画の変更協議については、相当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成24年 2月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
新温泉町	中山間地域総合整備事業	田中地区	平成24年 2月14日から 同 年 3月 5日まで	美方郡新温泉町 温泉総合支所



**兵庫県告示第169号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定により第5種共同漁業権遊漁規則の変更を平成24年1月31日に次のとおり認可した。

平成24年 2月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 漁業権者  
 名 称 円山川漁業協同組合  
 所在地 豊岡市出石町宮内153—3
- 2 漁業権番号  
 内共第10号
- 3 認可に係る変更の内容  
 第3条第3項を次のように改める。

次に掲げる漁場区域及びその期間内においては、毛鉤釣（ドブ釣）及び友がけ漁法のみとする。

地 区	区 域	期 間
朝 来	朝来市立野地先長屋井堰より下流同市石田地先大井井堰まで (2,700mの区間)	6月1日より 9月30日まで
関 宮	養父市足坂地先足坂橋より下流同市関宮637番地地先相地橋まで の3,600mの区間	6月1日より 9月30日まで
養 父	養父市十二所地先上野・前田統合井堰より下流同市小城地先唐木・ 岩尾統合井堰までの2,000mの区間	6月1日より 9月30日まで
日 高	豊岡市日高町土居地先土居井堰上流端から下流130mの地点より 下流水防倉庫迄約450mの区域及び上郷橋より下流180mの区域	6月1日より 6月30日まで
出 石	豊岡市出石町百合地先弘原井堰より下流同町小人谷山川トンネル 放水路までの1,100mの区間	6月1日より 9月30日まで
但 東	豊岡市但東町矢根地先矢根大井堰より下流同町野尻橋までの 2,100mの区間	6月1日より 9月30日まで
和田山	朝来市和田山町寺谷地先寺谷井堰より下流同町高田地先大塚井堰 までの5,000mの区間	6月1日より 9月30日まで
大 屋	養父市大屋町中間字向井田100番地地先山井田井堰より下流同町 夏梅字田和前361番地地先飛岩井堰までの7,000mの区間	6月1日より 9月30日まで
八 鹿	養父市八鹿町国木地先ヤベツ井堰より下流同町八鹿地先J R山陰 線八木川鉄橋までの3,800mの区間	6月1日より 9月30日まで
日 高	豊岡市赤崎地先多目的グラウンド場階段上流部から対岸養父市八 鹿町宿南地先三谷川合流点上流部を見通した線より下流同町赤崎 地先赤崎橋下流300m浅倉カナツルべまでの1,700mの区間	6月1日より 9月30日まで

第5条の表大屋地区の項を次のように改める。

大 屋	養父市大屋町大杉字石地地先加保井堰より下流100mの区域	5月1日より 5月31日まで
大 屋	養父市大屋町蔵垣字中ナワテ地先蔵垣井堰より下流100mの区域	同 上

第6条の表大屋川（あゆ）特定漁場の行を削除する。

第7条第1項の表免許全魚種の項を次のように改める。

免許全魚種	手釣・竿釣 (カニもんどり3ヶ以内)	1日	3,500円
		1年（3月1日から2月末日まで）	16,000円

第7条第3項の表大屋川（あゆ）特定漁場の行を削除する。

第7条第4項の表大屋川（あゆ）特定漁場の行を削除する。

4 変更後の第5種共同漁業権遊漁規則の施行期日  
認可の日から施行する。



**兵庫県告示第170号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第105条第1項第2号の規定による加入区（区域及び区分）を次のように定める。

なお、平成15年兵庫県告示第517号（漁業災害補償法の規定に基づく区域及び区分を定めたもの）のうち法第104条第2号に掲げる漁業の部中森区域（森漁業協同組合の地区）、平成17年兵庫県告示第910号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）のうち法第104条第2号に掲げる漁業の部中東二見区域（東二見漁業協同組合の地区）、平成19年兵庫県告示第613号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）のうち法第104条第2号に掲げる漁業の部中塩田区域（津名漁業協同組合の地区のうち塩尾、下司及びびりの区域）、平成23年兵庫県告示第265号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）のうち法第104条第2号に規定する漁業の部中佐野区域（津名漁業協同組合の地区のうち佐野の区域）、平成23年兵庫県告示第480号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）のうち法第104条第2号に規定する漁業の部中相生区域（相生漁業協同組合の地区）及び平成23年兵庫県告示第883号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）のうち法第104条第2号に規定する漁業の部中淡路島岩屋区域（淡路島岩屋漁業協同組合の地区）を削る。

平成24年 2月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第104条第2号に規定する漁業

区 域	区 分
東二見区域 (東二見漁業協同組合の地区)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船により主としてたこつぼを使用して営む漁業
	4 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	5 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から4までに掲げる漁業以外の漁業
相生区域 (相生漁業協同組合の地区)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1及び2に掲げる漁業以外の漁業
	4 網漁具を定置して営む漁業
塩田区域 (津名漁業協同組合の地区のうち塩尾、下司及びびりの区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数3トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
	3 総トン数3トン以上10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
	4 総トン数10トン未満の漁船及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業

	5 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から4までに掲げる漁業以外の漁業
	6 網漁具を定置して営む漁業
佐野区域 (津名漁業協同組合の地区のうち佐野の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワット以下の漁船により船びき網を使用して営む漁業
	4 総トン数10トン未満かつ35馬力又は110キロワット以下の漁船及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業
	5 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から4までに掲げる漁業以外の漁業
森区域 (森漁業協同組合の地区)	1 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業
	4 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	5 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から4までに掲げる漁業以外の漁業
淡路島岩屋区域 (淡路島岩屋漁業協同組合の地区)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業のうち板びき網漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業のうち棒びき網漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	4 総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワット以下の漁船により船びき網を使用して営む漁業
	5 総トン数10トン未満かつ35馬力又は110キロワット以下の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業
	6 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から5までに掲げる漁業以外の漁業
室津浦区域 (室津浦漁業協同組合の地区)	1 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業
	4 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業

	5 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
	6 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から5までに掲げる漁業以外の漁業
南淡区域 (南淡漁業協同組合の地区)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1及び2に掲げる漁業以外の漁業
	4 総トン数20トン以上100トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業
	5 網漁具を定置して営む漁業



**兵庫県告示第171号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成24年 2月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
仮屋区域	総トン数10トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業	平成24年 1月28日
浦区域	総トン数10トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業	同



**兵庫県告示第172号**

平成18年兵庫県告示第428号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）及び平成18年兵庫県告示第883号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）は、廃止する。

平成24年 2月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



**兵庫県告示第173号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 2月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (i) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
 キング醸造株式会社  
 加古郡稲美町蛸草321

- 代表取締役社長 大 西 和 樹  
 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
 キング醸造株式会社  
 加古郡稲美町蛸草321  
 (3) 特定施設に関する事項

種	類	74号 特定事業場から排出される水の処理施設	
能	力	200m <sup>3</sup> /日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既 設	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既 設	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		な し	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	5～9	5～9
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	100	500
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	100	500
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	100	500
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	30	50
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	3	5
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		160.43	163.25

備考 汚水等は公共下水道に放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成24年2月14日から同年3月6日まで  
 (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び加古郡稲美町経済環境部生活環境課



兵庫県告示第174号

建設業法(昭和24年法律第100号)第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成24年2月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

商号又は名称及び代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業		処分の原因となった事実	取消年月日
			区分	種 類		
光山商店 (代)光山 三郎	神戸市東灘区住吉宮町 2-12-2	般-18 第112443号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成19年12月31日

㈱ラピスネット (代)今井 健夫	同 市同 区向洋町西 3-1-10	般・特-19・ 22 第115187号	一般 特定	土木工事業、電気工事業、 ほ装工事業、電気 通信工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年10月1日
ビオトップ㈱ (代)中村 修	同 市同 区住吉台31 -1	般-20 第113000号	一般	土木工事業、建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年11月1日
㈱ノモズ建設 (代)宮林 強	同 市灘区船寺通5- 2-2	般-19 第115038号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年10月31日
㈱新和建設 (代)山口 育孝	同 市同区岩屋北町3 -2-20	般・特-20・ 23 第114114号	一般	建築工事業、大工工事業、 屋根工事業、タイル・れんが・ ブロック工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年11月7日
(有)創建開発フォーム (代)横川 純三	同 市同区倉石通1- 1-18	般-20・22 第114529号	一般	建築工事業、内装仕上 工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月10日
大創建設工業㈱ (代)稲岡 栄造	同 市中央区多聞通3 -3-7	般・特-22 第108179号	特定	しゅんせつ工事業、水道 施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年9月5日
(有)コバヤシ建設 (代)小林 由美子	同 市長田区若松町8 -1-33	般-21 第113269号	一般	建築工事業、内装仕上 工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年10月12日
㈱シンエイ (代)谷岡 隆一	同 市須磨区白川台3 -64-8	般-19・22 第114015号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年11月1日
㈱住まいルボックス (代)三宮 康誉	同 市同 区大田町2 -1-12	般-19 第113807号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月28日
㈱みどりホーム (代)大山 日登志	同 市西区森友4-12	般-19 第115009号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年4月19日
(有)ミカサ金属 (代)蔵本 竜二	尼崎市次屋3-18-15	般-18 第217395号	一般	屋根工事業、内装仕上 工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年10月1日
ダイシン建設㈱ (代)金山 俊郎	同 市水堂町3-20- 27	般-22 第217227号	一般	塗装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月31日
近畿興産㈱ (代)沼田 康清	同 市西立花町2-27 -1	般-21 第216967号	一般	土木工事業、建築工事業、 管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年11月21日
㈱技建 (代)小渕 啓司	西宮市上大市5-20- 4	般-20 第212307号	一般	タイル・れんが・ブ ロック工事業、塗装工 事業、防水工事業、内 装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年10月13日
㈱MAGO-ST YLE (代)山田 真郷	同 市甲子園町18-26	般-20 第217849号	一般	左官工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 屋根工事業、タイル・ れんが・ブロック工事 業、鋼構造物工事業、 鉄筋工事業、板金工事 業、ガラス工事業、塗 装工事業、防水工事 業、熱絶縁工事業、建 具工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月27日
乾工業㈱ (代)乾 丈夫	同 市社家町1-4- 202	般-22 第207957号	一般	建築工事業、大工工事業、 左官工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 屋根工事業、タイル・ れんが・ブロック工事 業、鋼構造物工事業、 鉄筋工事業、板金工事 業、ガラス工事業、熱 絶縁工事業、建具工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年11月1日



㈱市原組 代市原 照明	同 市大屋町31—22	般—21 第207521号	一般	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月17日
横浜工業 代横濱 守正	伊丹市南野北1—6—44	般—20 第301908号	一般	建具工事業	建設業の廃止 (全部廃止)	同 月28日
栄美寿造園㈱ 代今里 泰造	宝塚市中筋4—9—33	般・特—19・22 第212766号	特定	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年9月20日
㈲近畿推進建設 代福島 正雄	川西市久代1—27—22	般—18 第212344号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年10月3日
エーテック㈱ 代牧瀬 雅美	明石市二見町南二見20—1	特—19・21 第403458号	特定	鋼構造物工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年8月15日
㈲吉岡産業 代吉岡 裕史	同 市魚住町西岡2523—4	般—21 第406962号	一般	とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年10月16日
スチール工業㈱ 代森本 智裕	加古川市野口町水足123—15	般—19 第406721号	一般	土木工事業、鋼構造物工事業、建具工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月1日
㈱前田通商 代前田 行彦	同 市米田町平津681—9	般・特—18・23 第405253号	特定	土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月31日
三光金属㈱ 代長尾 始郎	同 市北在家2646	般—22・23 第407036号	一般	板金工事業、建具工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年11月28日
柳建設㈱ 代柳 繁樹	加西市北条町黒駒316—2	般・特—23 第350222号	特定	管工事業、造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年10月31日
㈱アート・テックス 代塚本 恵三	姫路市御国野町御着1010—7	般—20 第460614号	一般	板金工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成22年1月10日
㈲オカダ 代岡田 道治	同 市家島町坊勢702—20	般—19 第458682号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年12月31日
㈱テイク 代竹内 繁行	同 市飾磨区城南町1—38	般—18 第458578号	一般	建築工事業、屋根工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年3月31日
虹技㈱ 代堀田 一之	同 市大津区勘兵衛町4—1	般・特—18・19・20 第460342号	特定	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年11月10日
川上工業 代川上 雅丈	同 市八家142—3	般—18 第460304	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月14日
㈱川上建設 代藤原 敬二	神崎郡神河町長谷122	般—21 第459960	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年9月30日
㈱合田 代合田 了子	たつの市揖保川町正条字柿ヶ坪64	般—20 第502590号	一般	とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年8月28日
中村建商 代中村 明志	同 市新宮町香山143—2	般—18 第503010号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年9月20日
㈲洸量 代芝崎 桂輔	赤穂市細野町52	般—20 第551596号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月30日
㈱大賀 代和田 成生	赤穂郡上郡町山野里2349	特—22 第550817号	特定	管工事業	建設業の廃止 (一部廃止)	同 月21日

㈱大清 代山本 和善	同 上	般・特-21・23 第551356号	一般	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃止)	同
㈱山弘 代三渡 圭介	宍粟市山崎町須賀沢 704	般・特-23 第500283号	特定	土木工事業、水道施設 工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年 9月30日
㈱山本工業 代山本 一人	揖保郡太子町糸井187 -1	般-21 第502636号	一般	塗装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年10月 3日
高橋工業㈱ 代高橋 孝治	丹波市柏原町柏原2891	般-18・20 第750159号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月31日
ツツイ冷暖房設備 代筒井 幸作	洲本市海岸通 2-795 -7	般-19 第801816号	一般	電気工事業、管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成22年 2月 1日
淡路トヨー住器 ㈱ 代古川 和宏	同 市中川原町安坂75 -1	般-18 第801386号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年 3月 8日
山口石材店 代山口 昌彦	同 市本町 7-4-11	般-18 第800996号	一般	石工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年11月11日
徳井造園 代徳井 光晴	同 市栄町 4-3-18	般-18 第801158号	一般	造園工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月18日
オオヤ電気 代大屋 昇	南あわじ市志知中島 677-3	般-22 第801208号	一般	電気工事業、管工事 業、電気通信工事業、 水道施設工事業、消防 施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年10月31日
㈱榎邦建設 代榎本 勝	同 市神代地頭方 1541	般-18 第801382号	一般	左官工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年11月 1日
㈱土井スレート商 店 代土井 潤子	同 市倭文長田 2256-2	般-23 第801602号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同
藤原電工㈱ 代藤原 基延	同 市神代国衛 880	般・特-23 第801242号	特定	電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年11月 2日



**兵庫県告示第175号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年 2月14日  
から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成24年 2月14日から 2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供す  
る。

平成24年 2月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 明 石 高 砂 線	明石市二見町東二見字藤寄460番 5 から 同 市二見町東二見字芝池ノ下895番 5 ま で	旧	8.0から 10.0まで	105.0	
		新	9.0から 29.0まで	105.0	



**兵庫県告示第176号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成24年 2月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H23但豊位置 0006号	24. 1. 23	豊岡市若松町64番1の一部	5.00	39.50



**兵庫県告示第177号**

平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部を次のように改正し、平成24年 2月14日から適用する。

平成24年 2月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

本文中27の次に次のように加える。

28 ダム管理業務委託契約

**公 告**

**平成24年度兵庫県グラフ広報誌「ニューひょうご ごこく」企画提案コンペの実施**

平成24年度兵庫県グラフ広報誌「ニューひょうご ごこく」の編集、印刷及び配布等業務並びに広告掲載事務並びに有償頒布事務等の委託を予定する者を決定するため、企画提案コンペを実施する。

平成24年 2月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**1 趣旨**

平成24年度兵庫県広報誌について、季節感と地域情報が満載の「ニューひょうご ごこく」を発行するため、企画提案コンペを実施する。

**2 企画提案コンペの概要**

(1) 名称

平成24年度兵庫県グラフ広報誌「ニューひょうご ごこく」企画提案コンペ

(2) 方法

誌面構成等の企画提案を求める。

(3) 主催者及び事務局

ア 主催者

兵庫県（以下「県」という。）

イ 事務局

兵庫県企画県民部広報課広域広報係

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1（兵庫県庁第2号館4階）

電話（078）362-3017 F A X（078）362-3903

E-mail kouhouka1@pref.hyogo.lg.jp

**3 応募者の資格**

企画提案コンペに応募できる者は、次に掲げる各号の全てに該当する者であること。

- (1) 文章、デザイン（レイアウト）、写真等の全てにわたって質の高い誌面づくりができること。
- (2) 32,200部の編集、印刷を行い、県が指定する先への納入等ができること。
- (3) 県政や県内の地域事情に詳しく、常に連絡の取れるスタッフを配置できること。また、必要あればその都度、事務局と協議が行える体制がとれること。
- (4) 県内各地域の四季や歴史を表現する写真、資料等を提供できること。
- (5) 個人情報の取扱い等に留意するなど、業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- (6) 文章、図の作成、写真のトリミング、レイアウトの変更等は、募集要項の別紙制作工程例にかかわらず、事務局が了解するまで行うこと。また、誌面で使用した写真については、肖像権などの問題がある場合を

除き、県が発行する印刷物やホームページ等で自由に使用できるようCD-R等の電子媒体で納品できること。

- (7) 発行後、速やかに誌面データをテキストファイル形式で提供できること。
- (8) 県内書店への販売ルートを確認でき、毎号1,500部の売り上げが確保できること。
- (9) 有償頒布料を毎号につき、県が指定する日までに納入できること。
- (10) 発行の都度、県のホームページに掲載する「ニューひょうご ごこく」のバナーを作成できること。
- (11) その他県の指示に柔軟に対応できること。

#### 4 応募手続

##### (1) 募集要項の配布

###### ア 配布方法

事務局において配布する。

###### イ 配布期間

平成24年2月14日（火）から同月23日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### (2) 応募図書の受付

###### ア 受付方法

事務局に持参すること。

###### イ 受付期間

平成24年2月14日（火）から同年3月2日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時（3月2日（金）は午後2時）まで（正午から午後1時までを除く。）

#### 5 募集要項の内容に関する質疑及び回答

##### (1) 質疑

###### ア 質疑の方法

電子メール又はファクスにより事務局に提出すること（所定の質疑応答書によること。）

###### イ 質疑受付期間

平成24年2月14日（月）から同月24日（金）午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

##### (2) 回答

平成24年2月27日（月）までに、文書により回答する。

#### 6 応募図書等

##### (1) 応募図書等

ア 応募申込書（所定の応募申込書によること。）

イ 会社概要（制作、印刷、配布等に関わる会社全て）

ウ 企画作品（8部）

エ 企画説明書（8部）

オ 紙見本及び刷見本

カ 制作費見積書及び広告料納入見積書、有償頒布事務手数料見積書

キ 実際の納品に係る経由・期間等を明記した作業工程書（平成24年夏号）

その他審査の必要上、後日、追加資料の提出を求められることがある。

##### (2) 応募図書の著作権の帰属

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、当選し採用されたアイデア、レイアウト等については、契約終了後も県が引き続き使用する場合がある。

##### (3) 応募図書の提出後の取扱い

ア 応募図書は非公開とする。ただし、応募図書の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表するものとする。

イ 応募図書は、返却しない。

#### 7 応募に要する費用

応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

#### 8 当選者の決定及び発表の方法

##### (1) 審査及び選考方法

ア 県が設置する選考委員会において審査の上、最も優れた企画提案を選ぶこととする。

なお、場合によっては、上位候補者に対し、ヒアリングを行うこともある。



平成24年 2月29日 (水) 午後 1時30分 兵庫県但馬県民局 福利センター会議室

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成24年 2月28日(火)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額の入札保証金の納入を求める場合がある。

(3) 契約保証金

契約金額(落札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

カ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、ウ又はエに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。



**入札公告**

次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年 2月14日

契約担当者

但馬県民局長 石 井 孝 一

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

兵庫県香住漁業無線局複合型多重端局装置(香住通信所一御崎受信所間) 一式

(2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限  
平成24年3月29日（木）

(4) 納入場所  
兵庫県香住漁業無線局 香住通信所 美方郡香美町香住区香住1852—4  
兵庫県香住漁業無線局 御崎受信所 美方郡香美町香住区余部2888—1

(5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒668-0025 豊岡市幸町7番11号

但馬県民局総務企画室財務第2課 担当 原  
電話（0796）26-3608 FAX（0796）24-7490

(2) 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成24年2月14日（火）から同月22日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成24年2月29日（水）午後2時 兵庫県但馬県民局 福利センター会議室

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成24年2月28日（火）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金の納入を求める場合がある。

(3) 契約保証金

契約金額（落札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。

- イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- オ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- カ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。  
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。
- キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ク 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (4) 初度の入札において、アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、ウ又はエに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否  
要作成
- (7) 落札者の決定方法  
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他  
詳細は、入札説明書による。



**落札者等の公示**

落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年 2月14日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 楠 見 清

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
超遠心機 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地  
兵庫県立大学播磨光都キャンパス事務部総務課 赤穂郡上郡町光都3丁目2番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年 1月25日
- 4 落札者の名称及び住所  
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5丁目4番8号
- 5 落札金額  
12,495,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成24年 1月6日